

解体業に係る許可基準等に対する意見の要約

事項		意見（要約）	意見数	考え方
許可基準				
全体的な事項	基準の在り方	基本的に賛成（解体作業場、保管場所等を区分して具体的に設定したことに賛成等）	12	
		零細事業者にも配慮がなされた良い案である。	1	
		基準は厳しく設定すべき。	2	本基準案は、中小零細事業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするとの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。（ ）
		許可基準と、維持管理や処分を実際に行う段階で遵守すべき基準が混在している。	1	
		全体的に現に解体業を営んでいる者の移行を意識しすぎで、あるべき姿を定めたものとなっていない。	1	
		廃油、廃液の地下浸透防止等がしっかりしていれば基本的に問題はない	1	
		施設面での基準に重きをおくべき。財務状態等は、ある程度自主性の基準を設けさせそれを審査する程度。	1	
	中小又は既存業者への配慮	この基準案では零細企業は業を継続できない。	1	上記 参照。なお、現在、解体業者にも適用可能な財政面での支援措置として、中小企業金融公庫等におけるリサイクル施設等に係る低利融資制度や、固定資産税に係る課税標準の特例の税制優遇措置がある。
		かなり厳しく、特に中規模業者にかかる経済的負担が大きい。	1	
		既存解体業者の現状から見ると本基準は厳しいため、特別経過措置的な対応が必要	1	
		大規模な業者を基にした基準によって零細業者が廃業に追い込まれることにならないようお願いする	1	
		既存業者がスムーズに許可取得できるよう要望する	2	
		廃棄物処理法の業許可の基準から新たな負担が無いようにしてほしい	1	
		画一的な許可基準ではなく事例毎に柔軟な運用をお願いする	1	
		小規模解体業者について、実務年数の考慮、土地所有の状況、地域性の考慮、敷地面積が一定規模以下の者に対する特別の基準設定を配慮してほしい	1	
	標準作業書の扱い	標準作業書の常備、周知等で能力を測ることに賛成。	8	標準作業書は、解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものであるか否かの判断基準の一つとして導入したものであり、施設の基準等と相まって解体業が的確に、かつ継続して行うに足るか否かを判断するものである。 この趣旨から、標準作業書を許可申請にあたり都道府県知事等に提出すべきものの一つとして定めることを予定しており、各事業者は、申請時及び標準作業書の内容に変更があった場合には届け出ることが必要。都道府県等においては、立入検査等の機会を通じ、作業が標準作業書にしたがって行われていることを確認することとなり、万一、実際の作業内容と標準作業書に著しい乖離が見られる場合には、当該事業者は届出に係る法手続き違反を問われることとなる。（ ）
		標準作業書に許可の基準を頼りすぎており問題。	2	
		標準作業書が抜け道となることを懸念	2	
		標準作業書に沿って作業が行われているか、監督者による確認や行政の監査など担保手段が必要。	11	
		標準作業書の実効性を担保するため、記載事項違反について改善命令ができるようにすること。	1	
		標準作業書による場合には、標準作業書の記載により免除される事項、標準作業書の内容 を記載した標識を表示することを条文追加すべき	1	

事項		意見（要約）	意見数	考え方
1（1）使用済自動車解体するまでの間保管するための施設	囲いの設置・保管区域の明確化	堀の高さや強度等を数値で設定すべき。	3	保管の状態や周囲の状況などにより様々であり、一律に規定することは困難。ただし、「人の侵入防止」という目的から自ずと明らかになるものと考え
		人の侵入防止のための囲いの設置に賛成	2	
		解体作業を行っている事業所から離れた場所での不適正保管を防ぐ法規制を検討する必要がある。	1	解体作業場から離れた場所に保管場所を設ける場合も当然、規制の対象となる。
		施設の鍵付き囲いは必要ない。（そもそも盗難対策は自己の責任で行うべき。また、囲いをつくったところで完全な放火対策にもならない。）	2	上記 参照。なお、囲い設置の目的は、「人の侵入防止」であり、完全とは言えないものの一定の効果は期待されるところ。
		保管ヤードすべてに柵の設置、コンクリート敷設等するとかなりの費用負担となり対応できない。また、保管場所は借地の場合が多く、地主の認可を取ることが困難。	1	上記 参照。なお、基準案にあるとおり、廃油、廃液の漏出のおそれがない車の保管場所についてはコンクリート敷設は不要。
		保管の高さ、台数、保管期間について定めるべき	2	保管の状態や保管量については廃棄物処理法の基準が適用となる。なお、当該廃棄物処理法の基準についても今後、使用済自動車の特性等を踏まえた基準のあり方について別途検討を行うこととしている。
		解体処理能力と保管場所がバランスのとれたものであることが必要。これらを許可証に記載すべき	1	全ての情報を許可証の中に記載することは困難であるものの、処理量や保管場所に関する情報は、許可申請に際して都道府県等が把握、確認することとなる。
	廃油等の漏出のおそれのある自動車対応	廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車については、標準作業書の有無に係わらず、地下浸透及び外部への流出防止の措置が必要	1	資料3（1.（1））のとおり修正（標準作業書で「漏出防止措置」についても明らかとされることを求める等）。基準設定の考え方については上記 及び のとおり。
1（2）燃料採取場所	基準の内容	燃料採取場所の基準を定めることに賛成	2	
		「ただし、・・・この限りではない」の規定について、事業者の取組や主観に左右される標準作業書で例外を設けるべきではない。	2	上記 及び 参照
		燃料採取りの場所を明確にすることを基準に盛り込むべき	1	本基準案を定めることにより、許可申請の際には、どこで燃料採取等を行うかといった情報も当然示す必要がある。
		油水分離装置等の設置が必要	1	留意事項に示すとおり、ガソリン、軽油は揮発性が高くかつ粘性が低いため、床面にこぼれた場合は速やかに排水溝に流入することが考えられ、ため枳等（油水分離装置も含む）で受けてできる限り速やかに汲み上げることが必要であることから、本案としたところ。
		解体作業場と同様、屋根に関する基準を追加すべき	2	燃料の抜き取りは屋根等を設けた解体作業場において行われることも多いが、本基準案は換気等の観点からやむを得ず解体作業場以外の場所で抜き取りを行う場合を想定しているもの。また、燃料の採取は、通常、持ち上げた車体で行うことから、降雨時に屋外で行う場合であっても、雨水の混入及びそれによる流出は概ね防ぐことが可能。
1（2）解体作業場	全般	解体作業場の基準を定めること及びその内容に賛成	3	
		解体作業場の場所を明確にすることを基準に盛り込むべき	1	本基準案を定めることにより、許可申請の際には、どこで燃料採取等を行うかといった情報も当然示す必要がある。
		具体的なモデルを示すことが必要	1	解体業者の実態は、事業場の立地条件、使用する重機の種類や処理する使用済自動車の種類、台数等の条件によって様々な場合が想定されることから、現時点で一律のモデルとして示すことは困難。なお、今後、各解体業者の団体等において適切な解体作業のあり方等について検討が行われ、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが期待されるところ。

事項		意見（要約）	意見数	考え方
1(2) 解体作業場	床面（燃料 採取場所、部品 保管設備にも 共通）	コンクリート床面、排水溝、油水分離槽に関しては最低限の厚さなど物理的基準を許可基準として明示すべき。	1	解体方法（重機の使用の有無等）や解体場所の面積、屋根の有無等の状況により様々であり、一律に規定することは困難であるものの、地下浸透の防止及び外部への流出防止という目的から自ずと明らかになるものとする。
		「コンクリートの表面を耐油塗装すること」も地下浸透防止の観点から有効。	1	「これと同等以上の効果を有する措置」の一例として考えられる。
		何も処置をしないコンクリートの上に鉄板を敷くだけでは不適切。鉄板の全部溶接まで決めるのであれば良い。	1	「地下浸透防止」の目的が明示してあることから、鉄板を敷設する場合にすぎ間があって地下に廃油等が浸透してはならないことは明らか。
	油水分離装置	廃液は油水分離槽で分離、回収できないのでそもそも流れ込まないしくみとすることが必要。	1	資料3(1.(1)及び)のとおり修正(「廃液」を削除)
		屋根のある小規模な作業場においては、廃油廃液は1台づつ受け皿に取り、こぼれた場合もすぐにふき取るため油水分離装置が無くとも適切な対応が可能。	1	資料3(1.(1))のとおり修正(当該小規模作業場も念頭に置いた基準案とする)
	屋根の設置	降雪地域では屋根は必ず必要。(解体作業場に降った油まみれの雪は油水分離槽を通す事ができない。)	1	上記参照。なお、解体作業場に降って廃油等を含んだ雪については、そのまま外部に排出すれば廃棄物処理法の処分基準違反となり、適切に処理することが必要となる。
		解体作業場に屋根は不可欠	1	本基準案においても屋根等は原則必要としているものの、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合が想定されるため例外的に十分な能力を有する油水分離装置の設置による代替措置を認めているもの。
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	
		基本的に異議はないが、「屋根、覆いその他」の規定について、自治体ごとに解釈・見解のばらつきが出ないように指導して欲しい。	1	覆いについては雨水を防ぐ機能を有することが前提であり、当該機能を有するかどうかで判断することとなる。具体的な例等を示すことの必要性については、今後法施行に向けて検討することとしたい。
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	
		大雨時にも問題のない油水分離装置の能力について、計算根拠の確認及び現地での確認を明文化すべき	1	留意事項にあるとおり、「構内舗装・排水設計基準」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等から処理すべき雨水等の量を計算し、その量を勘案した能力を確保することが必要である。都道府県等においては、許可申請時に装置の能力及びその設定根拠についても当然確認することとなる。
	市街化調整区域	屋根がなく油水分離槽を設置する場合何mmの雨を想定すべきか。全国的に一律な基準とするのか。	1	
		「都市計画法第34条・・・が画一的な運用ではなく地域の実情に応じた運用」とあるが、許可基準は全国一律でなければならないと思う。	1	自動車リサイクル法の許可基準は全国一律のものである。なお、当該箇所は、都市計画法の関係規定が地方公共団体における自治事務とされており、地域の実情に応じて対応することとされていることに言及したもの。
	その他	市街化調整区域における適正処理のための建築物の建築を認めるよう自治体への理解促進をお願いする	1	留意事項にあるとおり、都市計画法の関係規定の運用については、画一的ではなく地域の実情に応じた運用を行うことが必要とされているところ、各都道府県等の許可担当部局に対し、開発許可担当部局との調整を十分に行うよう求めていくこととしている。
		消防法に基づいた保管施設、地下タンク等の設置基準をお願いする。	1	消防法において必要な規制等が行われており、自動車リサイクル法で重ねて基準を設定する必要はない。なお、標準作業書において他の関係法令の遵守について記載することとしている。
1(2) 取り外した部品を保管するための設備	基準の内容	廃油・廃液が流出する恐れのないパネル部品等の保管に設備要件を設けないのは適切な判断と評価。	1	
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	上記(解体作業場の基準中「屋根の設置」の項)参照
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	上記(解体作業場の基準中「屋根の設置」の項)参照
		廃油等が付着する部品を具体的に示してほしい	1	作業内容や使用済自動車の状態等によって異なり、一概に示すことは困難。
	留意事項の記載	「部品の保管に先立ち外部に付着した油分を十分にふき取り・・・すれば必ずしも屋根は必要としない」、このような例外を認めることは現場の混乱のもとになり、かつ担保が困難。	1	上記及び参照

事項		意見（要約）	意見数	考え方
1（3）解体自動車を保管するための施設	基準の内容	解体後の保管状態で雪が入らない構造とすることを基準に入れるべき。	1	上記 参照
		保管場所に他者が不法投棄することを防げるので適切。	1	
2 解体業申請者の能力	標準作業書関連（具体的な記載内容に関する意見）	標準作業書の事項をより明確化するとともに、当該内容の適否を判断するための基準も併せて設けるべき	1	標準作業書は、許可申請者の能力を測るために作成を求めるものであることから、その内容について事細かに定めるよりは、事項についてのみ定め、その内容については許可申請者の判断に委ねることが適切。適否を判断するための指針（許可を行う都道府県等の参考とするためのもの）については、その必要性の有無も含めて検討したい。
		許可する者の、標準作業書の審査能力育成が必要。	1	
		標準作業書の項目が多い。施設基準代替で求められているもの（イ、ロ、二、ヘ）以外は不要	1	標準作業書は、許可申請者の能力を測るために作成を求めるものであることから、施設基準に直接関係する事項のみならず、当該事業者の行う作業全般にわたるものであることが必要。
		具体的な雛形等の明示を要望する	1	標準作業書は解体業許可申請者が日頃行っている解体の方法を示してもらうことにより、当該者が業を的確に行いうる者か否かを判断する材料の一つとしようとするものであり、定型化した雛形を行政として示すことは不適切。なお、留意事項にも記載のあるとおり、解体業者の団体や自動車製造業者等において適切な解体方法について検討し、その成果を普及していくことが望まれるところ。
		標準作業書について、解体業者の要望を取り入れ、簡便に記載でき、誰もが分かりやすい統一的な記載フォームとするよう配慮して欲しい。	1	
		エアバッグの回収方法は、逆に自動車製造業者等からの標準作業書の配付が必要	1	留意事項に記載のあるとおり、解体業者の団体や自動車製造業者等において適切な解体方法について検討し、その成果を普及していくことが望まれるところ。
		解体業者の団体や自動車製造業者等が研修会開催等を実施することは非常に良い。	1	
		解体業者における異物混入防止も重要。標準作業書の項目に、異物を引き取らないための措置、引取検査方法等を追加すべき。	11	解体の過程で非意図的に異物が混入することは通常想定されず、破碎業者が解体業者から解体自動車の引き取りを拒否できる正当な理由の中に「異物の混入」も含める方向で検討することが適当。（ ）
		標準作業書で、バッテリー、燃料、オイル、冷却液、蛍光管の「事前選別」が確実に実行されることを確認すべき。	9	資料3（1.（1））のとおり修正（標準作業書に記載を求める事項の内容に追加）
	事業計画書、収支見積書関連	事業計画書等の審査を行うことに賛成	3	
		「使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管していて撤去が事業計画の中で示されていない場合解体業を継続できない」を支持。	1	
		野積み等防止のため、解体実績を事業計画に含めることに賛成。	7	
		現に業を営んでいる者が不適正な保管を行っている場合には不許可とすることが不明確	1	留意事項に記載のあるとおり、現時点で不適正な保管を行っており、その改善が事業計画書等において示されない場合には、解体業を継続できないものと認められる。
		事業計画書の審査は、必要に応じ民間の専門家を参加させるなど厳格に行うべき	1	事業計画書等は、許可権者である都道府県等において解体業申請者の能力が許可基準に合致するか否かを判断するために用いるものである。
		整備業者について特例措置をお願いする（本業が自動車整備であり、必要な部品のみ取り外しているため、解体業としての収支等の算定は困難。）	1	密接不可分な部分については厳密に切り分けを行う必要はなく、可能な範囲で解体業に関する事業計画及び収支見積書を示せば良いと考えられる。
		廃液、フロンガス、エアバッグ処理等の実績も参考にしてはどうか	1	留意事項にあるとおり、事業計画書には解体実績等も含めて記載することとしている。

事項		意見（要約）	意見数	考え方
再資源化基準				
全体的な事項		解体業者の再資源化基準が設けられることに賛成	2	商品価値の有無に関しては御指摘のとおりであるが、現実に不適正な保管の実態が見られることも踏まえ、より適切な措置を求めるため法に基づく再資源化基準の一つとして規定するもの。
		保管方法が悪ければ商品価値が低下することは当然。基準化する必要を感じない。	1	
（１）保管の方法		鉛蓄電池等の分別回収が確実に実施されることを願う。	1	
（２）解体の方法	鉛蓄電池等の分別回収	解体工程で鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液などの事前選別が重要。	3	資料3（１．（１））のとおり修正（「蛍光管」を追加） 上記 参照
		タイヤ、バッテリーなどを混入させないように基準を作成するとともに、その運用段階での取り締まり等をきちんとしてほしい	2	
		自動車破碎残さ中の有害物質削減のため、蛍光管も分別回収する必要がある。（事前選別ガイドラインの事前回収物品はすべて対象とすべき）	8	
	他の物の回収の必要性	「自動車以外のごみ、異物」も追加すべき	3	
		破碎前処理業者同様、「破碎施設等での適正な再資源化を促進するため、解体自動車以外のものを混入させないこと」の規定を設けるべき。	11	
その他		自動車以外のごみを混入させた業者に対する許可の取消といった制裁措置も厳格に基準化してほしい	1	

破砕業に係る許可基準等に対する意見の要約

事項		意 見 （ 要 約 ）		意見数	考え方		
許可基準							
全体的な事項		基本的に賛成	1	本基準案は、中小零細業者も含めた解体業者の実態を踏まえた上で、生活環境保全等の観点から最低限必要なものとするとの考え方に立って定めたものである。本案の内容でも厳しいという意見と、まだ不十分という意見が概ね拮抗している中で、本案に賛成する意見が多く見られたことから概ね妥当な内容であると考えられる。			
		標準作業書に許可の基準を頼りすぎており問題。	1				
		許可基準と、維持管理や処分を実際に行う段階で遵守すべき基準が混在している。	1				
		全体的に現に解体業を営んでいる者の移行を意識しすぎて、あるべき姿を定めたものとなっていない。	1				
1（１）解体自動車を破砕等するまでの間保管するための施設	基準の内容	自動車とその他のものをしっかり区分できる体制と施設を義務付けすべき。	1	再資源化基準において対応			
		囲いの設置、保管区域の明確化に賛成	7				
1（２）破砕施設	基準の内容	本案に賛成	3	本基準案で対応済み			
		騒音、振動、粉じんなど生活環境の支障が生じやすいのでこれらの発生防止のための措置を組み入れてほしい	1				
		産業廃棄物処理施設でない小規模施設の場合の判断基準が不明確。同様の判断基準を適用する等を明記すべき	1				
		「廃棄物処理法の規定による許可」との引用は不要	1	破砕施設（シュレッダー施設）の大半は廃棄物処理法に基づく施設許可を取得しており、環境保全上適正な処理を行うことが既に担保されていることから、事務処理上の手続きの簡素化等の観点から、これを基準とすることとしたもの。			
	その他	廃棄物処理法の施設許可を取得していない事業者について円滑な許可取得への配慮をお願いする。	1				
1（２）破砕前処理施設	基準の内容	本案に賛成	2	本基準案で対応済み			
		騒音、振動、粉じんなど生活環境の支障が生じやすいのでこれらの発生防止のための措置を組み入れてほしい	1				
		破砕施設と合わせ、廃棄物処理法上の施設許可を取得している施設がよい	1			破砕施設と異なり、おおよそ全ての破砕前処理施設が廃棄物処理法の施設許可が必要な施設ではないことから、案の通りとしているが、「生活環境保全の支障が生じないよう必要な措置を講じた施設であること」を基準案としており、実質上対応済み。	
		産業廃棄物処理施設と同様の判断基準を適用する等を明記すべき	1				

事項		意見（要約）	意見数	考え方
	留意事項の記載	移動型の施設（ソフトプレス車）について、環境保全上支障が生じない事と在るが、「解体業の保管基準を満たした場所」とした方がはっきりする	1	解体作業場に限らず、その他の地下浸透防止等措置がなされた場所で処理する場合、廃油等を回収する場合等が考えられることから、一律に解体作業場に固定することは不適当。
1（3）自動車破砕残さの保管施設	基準の内容	一から四項に掲げる許可基準案について、環境保全等の観点から賛成。	11	
		破砕残さを特定した基準設定とすることに賛成	2	
		A S Rの含水率低減の観点から屋根等の設置は必須要件とすべき	5	生活環境保全の見地からは、屋根等が無い場合でも、十分な処理能力を有する排水処理施設の設置等による代替措置が可能であることから本基準案とするもの。なお、含水率については、自動車製造業者等が定める引取基準において必要に応じて対応がなされることが想定される。
		「建屋を有すること」を基準とし、「ただし」以下は削除するか既存業者に限定すべき	1	
		「覆い」について具体的事例等によりできる限り明確にすべき	1	覆いについては雨水を防ぐ機能を有することが前提であり、当該機能を有するかどうかで判断することとなる。具体的な例等を示すことの必要性については、今後法施行に向けて検討することとしたい。
1（4）圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設	基準の内容	本案に賛成	2	
		この状態の解体自動車は雨雪が直接侵入できる形態になっていることから、雨水侵入防止のための屋根・覆いの設置が望ましい。	1	解体自動車の段階では、漏出のおそれのある廃油、廃液は除かれていることから屋根等の設置は必要ないと考えられる。なお、雪等が混入することによる自動車破砕残さの性状上の問題については、自動車製造業者等が定める引取基準において必要に応じて対応がなされることが想定される。
2 破砕業申請者の能力	「標準作業書」	「標準作業書の常備・周知」は、破砕業者が適正処理を実行することを示すソフト基準として評価。	1	
		標準作業書の項目に引取の際の作業項目（異物混入の検査方法、混入していた場合の対応等）を追加すべき。	16	留意事項にも示されているとおり、「□ 解体自動車の破砕の方法」の中で区分するための運転管理の方法等について記載することで対応可能。また、異物の混入については、引取を拒否できる要件として、異物が混入していないことや、除去すべき物品が除かれていないことを定めることにより、実態上の担保が可能と考えられる。（ ）
		標準作業書に解体自動車とそれ以外の廃棄物を区分して破砕する運転管理の方法が記載されていることが必要。	9	
		区分して破砕することは、「□ 破砕の方法」の中で書かれると思うが、これを徹底するため、最低限記載すべき事項についてガイドラインを示すか、留意事項の中に記載すべき	1	
		区分して破砕する実務運用が標準作業書の通りできているか、許可時の確認が必要	1	
		A S R中の有害物質の低減及びA S R再資源化促進を図るため、標準作業書には、解体自動車から「燃料類、オイル類、冷却液、バッテリー、蛍光管」が選別されていることが示されていることが必要。	10	
		「排水処理施設の維持管理」を追加すべき	1	資料3（1.（2））のとおり修正（排水処理施設の管理の方法を追加）
		事業計画書または収支計画書による経営状況の確認は必須。	3	
		破砕実績の記述を求めることに賛成	1	

事項		意 見 （ 要 約 ）	意見数	考え方
	事業計画書、 収支計画書	現に業を営んでいる者が不適正な保管を行っている場合には不許可とすることが不明確	1	留意事項に記載のあるとおり、現時点で不適正な保管を行っており、その改善が事業計画書等において示されない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。
		債務状況の基準など、自治体での厳格かつ一律的に判断できる基準が必要	2	適否を判断するための指針（許可を行う都道府県等の参考とするためのもの）については、その必要性の有無も含めて検討したい。
		許可取得時だけでなく途中段階での審査もできるように検討お願いする	1	
再資源化基準				
1．破碎業者による解体自動車の再資源化	解体自動車をその他の破碎対象物と区分して破碎	現在、ＡＳＲとその他のものを混焼しているのに、リサイクル法が発効したとたんに分けなければ再資源化の促進にならないと言うのは理解できない。	2	区分することによる作業の効率性の問題や、一部の破碎業者における対応の困難さはあるものの、多くの意見にあったとおり、シュレッダーダストの再資源化を促進するために、また、そもそも自動車製造業者等の引取義務は自動車破碎残さに対してかかっていることから、破碎業者においては、自動車破碎残さとその他のものが混合しないように破碎することが必要である。
		解体自動車をその他の破碎対象物と区分して破碎することは、破碎業者にとって、非常に負担が大きいことを理解してほしい。	1	
		解体自動車及びＡＳＲの再資源化の促進のため、自動車とその他のものを区分して破碎することが必要（本基準案を支持）	14	
		ユーザーの負担するリサイクル料金の適正な使い道を確保するため、ＡＳＲと車以外のものをしっかりと区分してほしい。	3	
		「自動車破碎残さ以外のものを混入させないこと」と明示すべき	6	
	金属類の回収	金属類について技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めることは、結果として自動車破碎残さを減らすことにも繋がり、賛成	2	基準案においても「技術的かつ経済的に可能な範囲」で回収することとしており、対応済み。
		金属類の回収は重要だが、エネルギーとコストに見合う範囲内で行うべき	1	
2．解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理		破碎前処理後は原型を確認できなくなるため、ここでの異物混入防止が重要	6	上記 参照
		さらに、圧縮、せん断後の保管時や運搬時に異物混入させないことを明示すべき	1	
		全部再資源化を実現するために破碎前処理業者は一定の製品基準を確保する必要がある	1	

その他の意見

事項	意見（要約）	意見数
リサイクルパーツの利用促進	再資源化を促進するため、リサイクルパーツの利用促進を法の中で示してほしい。	1
タイヤ、バッテリー等の対応	指定回収物品に廃タイヤ、廃バッテリー、ＬＬＣを含めてほしい。	2
	これら３品目が少なくとも無償で回収されるシステムの構築を要望	1
	タイヤメーカー、バッテリーメーカーの責任の位置づけを明確にしていきたい	1
引取の際の基準	関連事業者の引取を拒否する「正当な理由」として「使用済自動車以外のごみの混入」を規定すべき。（また、入っていた場合の返却方法についても規定すべき）	9
各自治体間のばらつき	各自治体間の運用、解釈のばらつきがないようにしてほしい。	6
	自治体による上乗せ規制が加わらないようにしてほしい	1
	ばらつきをなくすため自動車リサイクル法に関する窓口を設置して欲しい。	3
	経済産業省、環境省主体の施行としてほしい	1
解体の定義	解体業の定義の解釈を「引取業者又はフロン回収業者から引き渡された使用済自動車又は解体自動車（他社により解体された後の残存物）の解体を業として行う事業」にしていきたい。	1
	自動車分解整備事業者が行う部品取りは、解体と見なさないよう要望する。	3
整備業者等の特例的な取扱い等	法の施行時点で自動車分解整備事業を営んでいる事業者については特例を設ける等簡素化を図ってほしい。	5
	分解整備業者に応じた許可基準を設定すること。例えば部分解体業制度等の設定。	1
	フロン回収破壊法と同様、道路運送車両法における自動車分解整備事業者の認証によって解体業の許可が取得できるようにすべき。	2
	手間のかかる行為（廃油、廃液）の処理を最初の解体業者が行うことを想定されているが、必要な部品取りの解体処理のみを認めること。	1
	部品やその他有用なもののみの抜き取りを行う者に対する許可基準を別途制定する必要がある	1
	今後の環境保全等に自動車整備振興会と連携を密にしてほしい	1
不法投棄対策	解体や破砕業者ばかりでなく、自動車整備や修理工場が廃車を野積み又は放置している場合が多々あると思われるため、このような場合に配慮した規制も必要。	1
	法施行後に許可基準に達しなかった既存の業者の保管している使用済自動車の処理はどうなるのか。	1
	外国人やユーザーによる不法投棄対策を徹底してほしい	1
廃棄物処理法業許可取得業者の移行措置	廃棄物処理法の業許可取得している解体業者、破砕業者の経過措置による移行について、速やかに自動車リサイクル法の許可基準に合致させる等の条件を加える必要がある。	5
	新たに許可を取得する者と、適正処理や環境保全の面で差異が生じないようにすべき	1
	現状、違法な農地転用を行っている業者があるが、安易に移行させるべきでない。	1
	廃棄物処理法の業許可取得業者に対する経過措置に反対	1

事項	意見（要約）	意見数
破砕前処理の扱い	解体業者の行うプレスは、土地が狭く保管場所を確保するために行うものであり、破砕業とは異なる。	2
作業時の検査	定期検査を義務付け、基準に満たない場合は即時作業停止を命じることができる規定を設けるべき。	1
解体業者への支援措置等	既存の解体業者に対して、特別救済措置（営業場所の規制緩和、設備投資支援、施設誘致等）を検討して欲しい。	3
	電子マニフェストの利用マニュアルを作成して無料配布して欲しい。	1
	許可申請手続きを組合で取りまとめ提出するなど、組合運営を考慮したシステムの検討をお願いする	1
	許可制ではなく、まずは登録制とし、徐々に昇格させる仕組みとすべき	2
その他	廃棄物処理法の許可取得までに役所の手続きや審査で約2年かかる。せめて半年ぐらいにならないか。	1
	法を遵守する者が報われるよう実施をお願いする	1
	解体業者による中古車輸出を認めてほしい	1
	フロン券は不要という業者が周りに多いため、適切な指導をお願いする	1
	ガソリンやバッテリー廃液等の廃液が排出されることから、特別管理産業廃棄物の管理責任者を置くべき	1
	全部再資源化（電炉への投入）について、自動車製造業者等が処理費用をどのように配分するかを法体系化すべき	1